

紀宝町「指定居宅介護支援」重要事項説明書

「紀宝町社協ケアプランサービス」

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(三重県指定 第 2473100036 号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業所	P 2
2. 事業所の概要	P 2
3. 事業実施地域及び営業時間	P 2
4. 職員の体制	P 2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	P 3
6. サービスの利用に関する留意事項	P 5
7. 緊急時等の対応	P 5
8. 非常災害時の対応	P 5
9. 虐待の防止について	P 5
10. 感染症予防や蔓延防止について	P 6
11. 業務継続計画（BCP）の策定等について	P 6
12. 事故発生時の対応	P 6
13. 秘密保持について	P 6
14. 苦情の受付について	P 6
15. その他留意事項	P 7

(令和6年6月1日作成)

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 紀宝町社会福祉協議会
(2) 法人所在地 三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿 1074 番地 1
(3) 電話番号 0735-32-0957
(4) 代表者氏名 会長 木下起査央
(5) 設立年月 平成 18 年 1 月 10 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業の目的 介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう居宅介護支援を提供することを目的とする。
(3) 事業所の名称 紀宝町社協ケアプランサービス
平成 18 年 1 月 10 日指定 三重県 2473100036 号
(4) 事業所の所在地 三重県南牟婁郡紀宝町神内 277 番地 2
(5) 電話番号 0735-33-0101
(6) 管理者 氏名 中村洋子
(7) 当事業所の運営方針 社会福祉法人紀宝町社会福祉協議会の介護支援専門員は、利用者が要介護状態等にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な居宅介護支援を行う。
(8) 開設年月 平成 18 年 1 月 10 日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 紀宝町・御浜町（阿田和地区のみ）・新宮市（高田・熊野川地区は除く）
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日（祝祭日及び 12 月 29 日～翌年 1 月 3 日は休日） 天災・その他やむを得ず業務を遂行できない日は除く
受付時間	8 時 30 分～17 時 15 分
サービス提供日・時間	月～金曜日（祝祭日及び 12 月 29 日～翌年 1 月 3 日は休日） 8 時 30 分～17 時 15 分

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職

種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	管理者	介護支援専門員
常勤	1名	4名以上
非常勤		

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

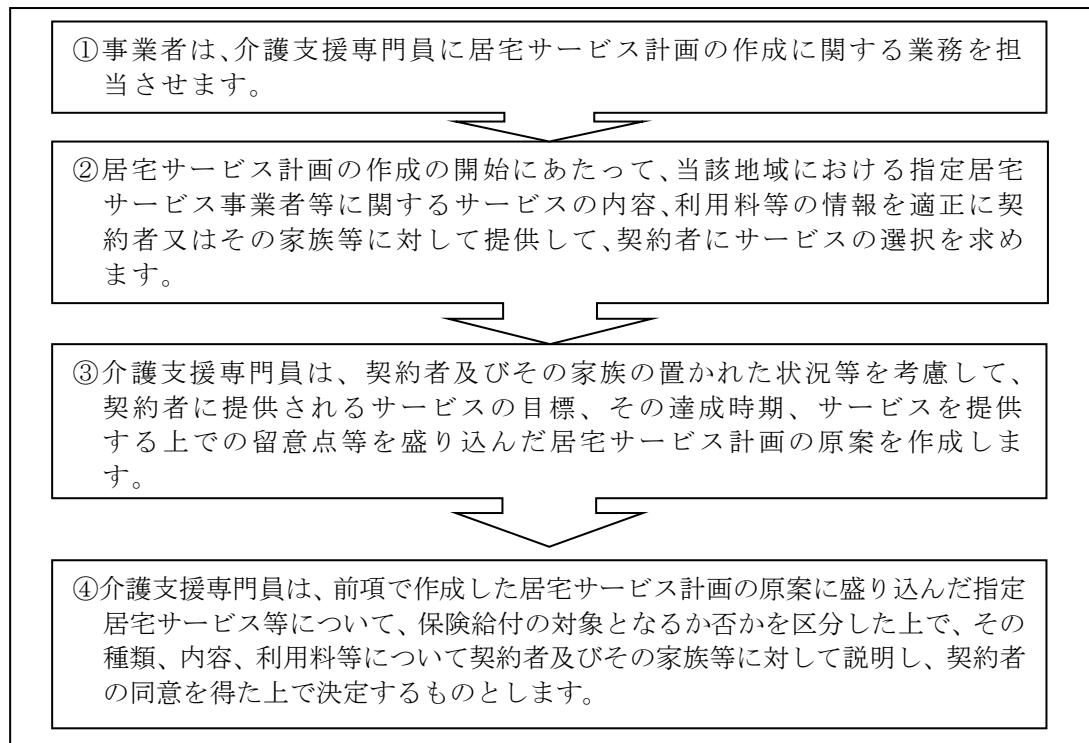
(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

＜サービスの内容＞

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者的心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞



②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

居宅介護支援費

居宅介護支援費（Ⅰ）	要介護 1・2	10,860円
	要介護 3・4・5	14,110円
居宅介護支援費（Ⅱ）	要介護 1・2	5,440円
	要介護 3・4・5	7,040円
居宅介護支援費（Ⅲ）	要介護 1・2	3,260円
	要介護 3・4・5	4,220円

*上記居宅介護支援費及び特定事業所加算 5,190円、初回加算2,000円、その他状況に応じた加算があります。

(2) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、交通費として1km30円をいただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金費用は、1か月ごとに計算し、翌25日に指定の金融機関口座から自

動引き落としさせていただきます。

金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関
郵便局：伊勢農業協同組合：百五銀行
紀陽銀行：三十三銀行：新宮信用金庫

その他の支払い方法を希望される方は、ご相談に応じます。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員（ケアマネジャー）

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 緊急時の対応について

サービスを実施中に利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに適切な措置を講じ、家族・市町村・居宅介護支援事業者等に連絡を行ないます。

8. 非常災害時の対応について

サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じる。

また、管理者は日常的に具体的な対処方法及び定期的な避難訓練を実施し、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。

9. 虐待の防止について

(1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、委員会の開催又は参加、指針の整備、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施していきます。

(2) 利用者及び事業所等から連絡・通報を受けた際に、適切に対応するための体制整備を行います。市町村、地域包括支援センター、警察等との虐待等における通報先との連携・協力

に努めます。

- (3) 成年後見制度の利用を支援します。

10. 感染症予防や蔓延防止について

事業者は、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を図るために、委員会の開催又は参加、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等に取り組みます。

11. 業務継続計画（B C P）の策定等について

感染症や非常災害が発生した場合において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催します。

12. 事故発生時の対応について

サービス提供中に事故が発生したときは、速やかに適切な措置を講じ、家族・市町村・居宅介護支援事業者等に連絡を行ないます。また、賠償すべき事故の場合は、介護保険・社会福祉事業者総合保険により対応します。

13. 秘密保持について

- (1) 当事業所の従業員は、正当な理由がなく、その知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- (2) 当事業所は、当事業所の従業員であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう雇用契約等で定めます。
- (3) 当事業所は、サービス担当者会議等において、利用者及び家族の情報を用いる場合は、利用者及び家族の同意をあらかじめ文書により得ます。

14. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口　　社会福祉法人紀宝町社会福祉協議会
電話　0735-33-0101
担当　管理者　中　村　洋　子
○受付時間　　月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
　　　　　　　8：30～17：15

(2) 行政機関その他苦情受付機関

紀宝町役場 福祉課	所在地 三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿324番地 電話番号 0735-33-0339 受付時間 8：30～17：15（土・日・祝日を除く）
紀南介護保険広域連合	所在地 三重県熊野市井戸町371　県庁舎内 電話番号 0597-89-6001 受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

三重県運営適正化委員会 (三重県社会福祉会館)	所在地 三重県津市桜橋2丁目131番地 電話番号 059-224-8111 受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)
三重県国保連合会 保健介護保険課 苦情相談窓口	所在地 三重県津市桜橋2丁目96番地 三重県自治会館内 2階 電話番号 059-222-4165 受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)
新宮市役所 健康長寿課	所在地 和歌山県新宮市春日1番1号 電話番号 0735-23-3346 受付時間 8:30~17:15 (土・日・祝日を除く)

15. その他留意事項

サービス実施時における事項

- ・サービスの利用にあたり、利用者はあらかじめ定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。
- ・事業者は、サービスの実施にあたって利用者の事情、意向等に十分に配慮するものとします。
- ・過去6ヶ月に作成したケアプランの総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着が位置づけられたプランの割合を事業ごとの回数のうち、同一事業に占める割合を別紙にて交付し説明させていただきます。

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 社会福祉法人 紀宝町社会福祉協議会

事業所 紀宝町社協ケアプランサービス

説明年月日 : 年 月 日
説明者職名 : ケアマネジャー

氏 名 : (印)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援事業の提供開始に同意しました。

利用者住所 :

氏 名 : (印)

代理人名 : (印)

本人との関係 :